令和２年５月３１日

　鳥取県柔道連盟

　関係各位

鳥取県柔道連盟

会長　𠮷　村　昭　吾

【公印省略】

新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

　平素より、本県柔道連盟振興のためご尽力を賜り、厚く感謝申し上げます。

　さて、標記対応につきましては、別添の令和２年５月２２日付け全柔連通知「新型コロナウイルス感染症への対応について」（以下「全柔連通知」という。）に基づき、本県柔道連盟として下記のとおり対応するので、関係各位におかれましては本通知を遵守の上、柔道練習再開に取り組んでいただきますようお願いします。

記

１　練習（６月１日から可能）

（１）期間

○　**段階１**

　　　小学生………２週間（６月１日～同月１４日）

　　　中学生………１週間（６月１日～同月７日）

　　　高校生………１週間（６月１日～同月７日）

○　**段階２**

　　　小学生………２週間（６月１５日～同月２８日）

　　　中学生………２週間（６月８日～同月２１日）

　　　高校生………１週間（６月８日～同月１４日）

○　**段階３**

小学生………６月２９日以降

　　　中学生………６月２２日以降

　　　高校生………６月１５日以降

　※　一般（大学生を含む。）については、各所属の練習開始許可後、段階１か

ら順次練習を再開することとし、その期間は高校生に準ずる。

　※　上記期間は、最低限度の実施期間とし、この期間を短縮させないこと。また、選手等の体調面を考慮し、各所属において期間を延長することは差し支えないものとする。

（２）内容

　　　練習不足と体力低下による怪我の発生が懸念されることから、段階的練習計画を実践すること。また、現時点で段階３と判断される地域においても、まず段階１から開始し一定期間を経て徐々に段階を上げること。

２　健康管理

柔道参加者（保護者を含む。）及び指導者は全柔連通知の開始から３段階までの感染予防措置を徹底すること。別途、柔道参加者のすべてが行うべき感染予防策が示される（全柔連ホームページ）。

３　対外試合

対外試合（地域、全国、国際）の開催や観客制限については、全柔連から段階４、５で指針や対応が示されるので、それまでは試合・大会は中止、延期すること。

４　その他

　　全柔連通知により、段階１及び２においては「マスク着用義務あり」と示されていることから、各指導者は、熱中症対策について十分配慮すること。